

## 決議 14.8 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### 附属書 I、II 掲載種の定期的再検討

条約第 2 条の基本原則、および種の掲載が適切であることを確保するために、最新の生物学および取引に関する情報に基づき、附属書 I および II に掲げる種の定期的再検討を行う必要があることを認識し、

決議 11.1 (CoP16 で改正) 「委員会の設置」付記 2 h) 「決議する」において、動物委員会と植物委員会に対し、CITES 附属書に掲載される動物または植物種の定期的再検討を実施するよう命じていることを再確認し、

決議 9.24 (CoP16 で改正) 「附属書 I および II の改正基準」において、条約の附属書を改正するための決定が、確実に関連性のある科学情報に基づくことを確保するための基準が設けられたことを認め、

種の定期的再検討を完了した結果、附属書 I もしくは II を改正する勧告、または種が掲載された状態を維持するという勧告が行われる場合があることを認め、

条約締約国会議は

以下のとおりに合意する。

- a) 動物委員会と植物委員会は、附属書に掲載される分類群の定期的な再検討の実施に関し、特に共同会議の間、それらの経験を共有する（再検討の財源、手続き、書式、査定結果を含む）。
- b) 動物委員会と植物委員会は、附属書の定期的な再検討の日程を定め、締約国会議 (CoP) の次の 2 回の会期間に再検討するよう提案する分類群のリストを特定する。このリストは再検討期間が始まる締約国会議後に委員会が行う最初の会合で決定する。
- c) 動物委員会と植物委員会に対し、以下のガイドラインに従うよう強く奨励する。
  - i) 動物委員会と植物委員会は、UNEP 世界自然保護モニタリングセンターと協議し、分析のために実用的な分類群（単数または複数）並びに取引される標本を選ぶ。
  - ii) 以下の分類群は再検討の対象にしない。
    - A. 前 3 回の締約国会議で掲載提案の対象となった種（提案の採否を問わない）
    - B. 著しい取引の再検討 [決議 12.8 (CoP13 で改正)] などの進行中の再検討または過去 10 年以内に実施された定期的な再検討の対象となった種
    - C. 締約国会議の有効な決定並びに決議により目標とされるその他の再検討の対象となった種。かつ
    - D. 状態、分布域または取引における変化がなく、附属書の改正を必要とする可能性がないことが明らかな種
  - iii) 選択された分類群は、この決議の付記に概要を記したプロセスを使い査定される。
  - iv) 付記に従い実施される査定の結果である査定結果では、以下の情報を集計表としてまとめる。
    - A. その分類群を最初に附属書に掲載したとき以来の取引データの集計
    - B. 評価された場合、その種の IUCN カテゴリーを含めた現在の保全状況
    - C. 現在の CITES 附属書掲載状況、最初の掲載日
    - D. 種の分布（生息国）
  - d) その結果としての要約表から、動物委員会と植物委員会は再検討すべき分類群のリストを特定する。
  - e) 事務局は再検討すべき分類群案のリストを 1 部ずつ全締約国に送付し、その分類群の生息国に対し、その分類群を再検討する必要性に関して 60 日以内に意見を提出し、再検討の引き受けに対する関心を表明するよう求める。それに対する回答は、事務局により動物委員会または植物委員会に伝えられる。締約国会議の間の期間 2 回以内に、再検討を引き受ける自発的の申し出がない場合は、それらの分類群は再検討すべき種のリストから削除される。
  - f) 動物委員会と植物委員会は、責任を持って再検討を実施するか、または主催し、生息国からの情報、参加、支援を求める。動物委員会と植物委員会の地域代表者は、分類群の再検討を支援するよう、地域内の生息国からの援助を求める。
  - g) 動物委員会と植物委員会および締約国に対し、定期的再検討を促進するために、次のことを行うよう奨励する。
    - i) アンダルシアの国際大学の CITES 修士課程などの大学院生との共同作業
    - ii) IUCN-SSC 専門家グループなどの種の専門家を含め、締約国ではない国の再検討担当者との共

\* 第 16 回締約国会議で改正。

## 同作業

- iii) 種の保全状態に関し、諸団体（IUCN、バードライフなど）および締約国から容易に入手可能な情報の利用
- iv) 再検討に対する金銭的支援を、適宜、輸入国などに求めること
- v) 動物種と植物種の分布域が重複するとき、動物委員会と植物委員会の委員長間のコミュニケーションを増やし、締約国との調整を示唆すること
- h) 動物委員会と植物委員会の委員長は、プロセスを開始するために常設委員会の承認を必要としないことに留意しつつ、定期的再検討の実施に関して常設委員会に情報を提供し続ける。
- i) 各再検討(附属書改正に使われる提案書の形で)は、決議 Conf. 9.24 (CoP16 で改正) 中の基準を参考にした勧告を明確に指定し、委員会の再検討を受けるために、作業文書として動物委員会または植物委員会に提出される。事務局は委員会の会合に先立ち、これらの作業文書に関し、関連する生息国に通知する。
- j) ある分類群をある附属書から別の附属書に移すこと、または分類群を附属書から削除することが適切であると再検討で示唆され、動物委員会または植物委員会もそれに同意した場合、
- i) 動物委員会または植物委員会は生息国と協議し、附属書の改正案を作成する（または作成するよ

う手配する)。

- ii) 事務局は動物委員会または植物委員会に代わり、提案の写しを生息国に提供し、次回締約国会議でひとつ以上の生息国が提案を提出するよう要求する。
- iii) どの生息国にも提案を提出する意志がない場合、事務局は決議 11.1 (CoP16 で改正) の指定に従いそれを提出し、支持文書に生息国の意見を盛り込むよう寄託政府に要求する。
- iv) 附属書の定期的な再検討の結果として作成された提案は、締約国会議に提出して決定を受けなければならない。
- k) ある分類群をある附属書から別の附属書に移すか、またはある分類群を附属書から削除することは、適切ではないと動物委員会または植物委員会が決定した場合、同委員会は決議 Conf. 9.24 (CoP16 で改正) 中の基準を参考にして決定案を作成する。

事務局に対し、以前と現在の再検討される種、関連する委員会文書の日付、再検討の結果としての勧告、報告書と添付文書など、定期的再検討のために選ばれた種の記録の維持を命じる。

締約国、政府間組織、非政府組織、その他の関心のある組織に対し、附属書の定期的再検討の実施における動物委員会と植物委員会の仕事を支援するよう呼びかける。 ■

付記 附属書の定期的な再検討に関する分類群の査定手順

